

令和6年度夏季ジュニアスポーツアスリート強化育成事業実施要領

(公財)北海道スポーツ協会
(令和元年7月23日決定)
(令和5年4月6日一部改正)

1 目的

夏季スポーツ競技の、より一層の強化を図り、各種全国大会をはじめ、国際大会において北海道選手の活躍を期するため、ジュニア選手の育成強化を図る。

2 事業内容

有望なジュニア選手を強化選手に指定し、指定指導者のもと、次の(1)～(3)に掲げる事業を実施するものとし、対象競技団体については、(4)に掲げるものとする。

なお、(1)～(3)に掲げる事業は、国内で行われるものとする。

(1) 道内合宿

道内における強化合宿を実施する。

対象：ジュニア選手(中・高校生)

(2) 道外合宿

実戦的な競技力を養うため、強豪選手・強豪チームの多い地区に強化選手を派遣し、対抗試合を取り入れた合宿を実施する。

対象：ジュニア選手(中・高校生)

(3) 日帰り強化練習

中心となる地域で、宿泊を伴わない日常的な強化練習を実施する。

対象：ジュニア選手(中・高校生)

(4) 対象競技団体

- ①北海道ボウリング連盟
- ②北海道ゴルフ連盟
- ③北海道ホッケー協会
- ④北海道ボクシング連盟
- ⑤北海道トランポリン協会
- ⑥北海道自転車競技連盟
- ⑦北海道ソフトテニス連盟
- ⑧北海道乗馬連盟
- ⑨北海道ソフトボール協会
- ⑩一般財団法人北海道剣道連盟

3 その他

この事業に係る取扱いについては別に定める。